

法学研究科法学・政治学専攻申合せ第2号
2020年2月18日第97回人間社会環境研究科法学・政治学専攻会議

金沢大学大学院法学研究科法学・政治学専攻における長期履修に関する申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、金沢大学長期履修の取扱いに関する規程第9条の規定に基づき、金沢大学大学院法学研究科法学・政治学専攻（以下「研究科」という。）における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定める。

(長期履修の期間)

第2条 長期履修の期間は、在学年限の範囲内とする。

(申請手続期間)

第3条 長期履修を希望する者は、次に定める期間内に、長期履修申請書を研究科長へ提出しなければならない。

- (1) 入学予定者は、入学手続期間内とする。ただし、2次・3次募集に伴い、入学手続が3月下旬から4月に入って行われる場合は、合格通知の際「長期履修制度」の周知を行い、入学手続日を申請期限とする。
- (2) 在学者は、1月の授業開始日から2月末日まで及び7月1日から8月末日までの期間

(長期履修期間の短縮手続期間)

第4条 長期履修期間の短縮を希望する者は、短縮後の最終学期の次に定める期日までに、長期履修期間短縮願を研究科長へ提出しなければならない。

- (1) 短縮後の最終学期が前期の場合は、4月末日
- (2) 短縮後の最終学期が後期の場合は、10月末日

附則

この申合せは令和2年4月1日より施行する。